# 協議3

# 検討委員会報告書について

最終整備候補地選定の結果を報告書としてとりまとめ、県央ブロックごみ・し尿処理 広域化推進協議会に対し提出するため、その構成について検討する。

また、候補地の選定にあたり、新ごみ処理施設整備に対する、検討委員会としての意 見のとりまとめを行う。

# 1. 報告書の構成について(案)

#### 本 編

- 1. はじめに
- 2. 整備候補地選定結果
- 3. 選定経過
  - ① 整備候補地選定条件
  - ② 検討委員会作業計画・フローチャート
  - ③ 検討委員会開催状況
- 4. 付帯意見
  - ① 周辺住民の理解
  - ② 環境アセスの留意事項
  - ③ 環境・景観の配慮事項
  - ④ 施設の付帯機能(還元施設等)・・・等

### 資料編

- 1. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会設置要綱
- 2. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会傍聴要領
- 3. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会委員名簿

## 参考

- 1. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会会議資料(第1~13回)
- 2. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会概要議事録(第1~13回)

### 2. 付帯意見について

候補地選定結果の報告にあたり、検討委員会として、施設の建設・管理運営、地元 住民との交渉等に対する条件・要望等がある場合は、付帯意見として報告書に記載す ることとし、その項目について整理を行う。

# 報告書等における付帯意見の事例(参考)

※付帯意見の文章は、事務局において一部、加除・修正等を行っています。

### 【埼玉中部広域清掃協議会の事例】

- ① 構成市町村により、ごみの分別区分、収集運搬体制、不燃ごみ処理体制等が異なることから、今後、綿密な連携を図り、将来的な統一に向けて検討すること。
- ② 環境と安全に十分に配慮し、循環型社会に相応しい施設として整備すること。また、 周辺整備施設は、経済的な運営のもと住民に親しまれる施設になるよう努めること。
- ③ 施設建設にあたっては、地域の安全を最優先とし、環境・安全基準の遵守はもちろん、周辺住民の生活環境の保全と施設の安全運転のため、可能な限り法令等で規定する基準値の上乗せを図ること。
- ④ 熱回収施設の建設要望を踏まえ、関連施設の整備を図ること。
- ⑤ 売電を行う際は、その利益の一部を地元地域に還元する施策を検討すること。
- ⑥ (別計画に絡めて)バス路線の利便性向上に配慮すること。
- ⑦ 建設反対の声に対し、理解に向けて最大限の取り組みを続けること。
- ⑧ 積極的に住民との話し合いの場を設け、地域住民とともに施設づくりを進める体制を整えること。

## 【長野県千曲市の事例】

- ① 候補地の決定にあたっては、地元住民の理解と協力が得られるよう努めること。
- ② 検討経過については、市が責任を持って説明すること。

#### 【長野県上田地域広域連合の事例】

① 地域住民との合意形成に向けた努力

排ガスへの不安だけでなく臭気,振動,騒音,収集車のルート,周辺の動植物に 対する影響などの問題に対し、住民の理解を深め事業を進めること。

また、余熱利用施設、関連道路の改修なども十分議論しながら進めること。

# ② 地域振興に向けた協議

地域が将来にわたって発展できる施策について話し合いを進めること。

③ 施設建設後の運営に関する地域との連携 周辺住民には、建設後の運転管理が特に重要であることから、安全で安心できる 施設運営になるような仕組みづくりを建設前から行うこと。

④ 資源循環,省エネルギー,環境保全への配慮

環境に配慮した施設とすることはもちろん、ごみを減量し、収集車の削減による 省エネルギーへの取り組みを進めるとともに、周辺の自然環境整備、自然保護のための地域との協働による活動を推進すること。

特にごみ減量は,施設規模を必要最小限にしていることから,積極的な取り組み を進めること。

### ⑤ 積極的な資源活用

資源をできるだけ循環するために、雨水の資源活用、排水のリサイクル、太陽光 発電の活用、焼却灰の資源化を積極的に進めること。

# 【長野県佐久市の事例】

評価項目には、地質、希少動植物など、詳細な調査が困難な項目もあったが、文献など各種資料の確認、現地踏査等により現況を把握したうえで評価をした。これらの点については、候補地決定後に、環境影響評価(環境アセスメント)や地質調査を実施するなかで、環境保全や防災性などに関する詳細な検証が必要と思われる。

なお,本委員会の役割は,応募申請があった3地区について,建設候補地の選定に 係る調査検討ですが、今後、次の点に配慮すること。

① 現在,新施設整備は,1市,2町で,新一部事務組合を設立予定だが,他に3町, 4村も対象区域に加わる可能性があり,今後,施設規模,ごみ焼却処理方式等についても,より詳細な検討が加えられるものと思われる。

これらの点について、選定される候補地周辺の安全確保・生活環境の保全に配慮し、理解を得るとともに、地域全体の問題として捉え、整備を進めること。

② 循環型社会形成推進の観点から、市民全員が積極的にごみの排出抑制、再使用、再生利用に取り組むことが重要であり、市においても、この考えに基づき廃棄物処理施策を進められているが、今後、さらに市民とともに取り組みを強化されたい。また、新ごみ焼却施設はこうした取り組みによるごみの減量化を踏まえたうえで適正な施設規模とされたい。

『世界最高健康都市』を目指す佐久市にとって、新たなごみ焼却施設が地域に調和し、環境にやさしく、循環型社会の形成に貢献するとともに、住民にとって、「安全・安定」はもとより「安心」な施設となることを要望し、以上を当委員会の報告とする。

### 【奈良県奈良市の事例】

- ① 現施設は老朽化が進行しており、施設建設に要する期間を考慮すると、早期に周辺 住民との合意形成を図り最終候補地を決定して建設に着手すること。
- ② 自治会から申入れのあった道路は、地域住民の生活道路であり、クリーンセンターが建設された場合の増加する交通量を勘案すれば、何らかの渋滞緩和及び交通安全対策が不可欠であると考える。このため、関係機関と協議・調整を図り、道路改良整備等の方策を地元と十分話し合い、住民の協力が得られるよう積極的に取り組むこと。
- ③ 当委員会は、今後も建設地の最終決定に向け、地元住民の合意が得られるよう市と 共に地元との話し合いに参加し、候補地選定の経緯等について説明します。

また,当委員会は地元の意見を反映した建設計画の策定を進めるために,地元住民の理解を得て,委員会に地元代表者の参画を頂きたい。

#### 【京都府木津川市の事例】

- ① 整備の必要性と早期建設・稼動に向けた取り組みの推進
  - 施設建設は、市民の日常生活に直接影響のある緊急かつ最も重要な課題である。 現在、可燃ごみは組合環境センターで焼却処理しているが、稼動後30年が経過 し、老朽化が進み、大規模改修を行っても数年しか稼動ができない状況にある。

加えて人口増加により、処理不能分を市外民間事業者に 10 年以上に渡り委託しており、法に基づく自治体の責務が果たされていないことから、施設整備に当たり、審議内容に基づき、可能な限り早期の建設・稼動に向け、取り組みを更に積極的に推進すること。

- ② 市民に信頼される施設の整備・運営の確保
  - ②-1 市民の理解と協力を得るための取り組み
  - (1) 市民の理解と協力を得るための取り組み

施設の整備・運営にあたっては、市民、議会、行政が一体となって取り組むことが必要である。特に建設予定地周辺住民の理解と協力が得られるよう誠意を持って説明を行い、信頼される施設の実現に向けて努力すること。

### (2) 環境影響に係る調査への周辺住民の参加

施設建設に先立ち実施する環境影響調査は、法に基づく実施は当然だが、建設予定地周辺住民の生活や自然環境に対する現状把握、さらに不安、心配を払拭するため、その調査内容の検討に際して専門的な観点からの助言・指導に加え、周辺住民の意見を聞くなどの配慮をすること。

また,住民参加による環境保全と施設監視のため協議組織の設立に努めること。

#### (3) 情報公開の推進

施設建設に際して、広報やHPを活用し情報公開に努めること。

また,施設稼動後において,排ガス等の施設の運転状況に関するデータの情報 公開に努め,市民に信頼される施設運転に努めること。

### ②-2 安心・安全・安定した施設の確保

#### (1) 施設の性能確保

施設整備は、国内の技術と経験の蓄積による最新、最良の技術を取り入れ、独自の環境基準を満たした排ガス等の対策はもとより安全、安心及び安定等に十分配慮すること。施設は高度な技術を集結して作り上げる必要があることから、施設の性能を確保するため、専門技術的な視点に基づく検討を十分に行うこと。

建設に際して、地下に廃棄物がある場合、掘削等により生活環境の保全上支障が生じる恐れがあることから、関連法令に基づき、廃棄物を適正に処理すること。

#### (2) 施設の適切な運営管理

施設の管理運営については、環境マネジメントやISO26000等の考えを取り入れた運転マニュアルを作成・遵守し、誠実かつ安定した施設の稼動を確保することを基本とした上で、コスト縮減に配慮した運営を行うこと。

# (3) 収集運搬車に対する配慮

収集運搬車の通行に際しては、生活道路(国道、府道、都市計画道路等の主要 道路以外の道路であって、市街地、集落内の日常生活のための道路をいう。)通 過経路として使用しないよう配慮すること。

施設周辺地域での交通安全対策に万全を期すとともに運搬途中にごみ等の落下がないように、収集運搬に携わる者に対する研修・交通マナーの遵守を徹底すること。また、収集運搬車の洗浄やクリーン・エコ対策に極力配慮すること。

#### ③ 地域活性化等に役立つ施設の有効活用策の展開

#### (1) 環境学習の学びの場等の確保

地球温暖化対策をはじめ、さまざまな環境問題に対処するために、市民が環境

に対する関心を持ち,住民,事業者及び行政が環境問題について共通した認識の元で,協働して対策を実行することが大切である。

このため、市として積極的に環境学習に取り組むことが非常に重要である。 施設は、循環型社会の形成を推進する上で、重要かつ基幹的な施設となること から、全ての市民を対象とした環境学習の学びの場として施設を活用するととも に環境に関する各種の情報を発信する機能等を確保するよう配慮すること。

### (2) 災害時における地域支援機能の確保

近年,台風・集中豪雨や地震などにより,全国各地で自然災害による深刻な被害が報道されており,万一,災害を被った場合,周辺住民はじめ,市民が安全に避難できる避難場所等として活用できるように整備すること。

また,施設整備に際しては,災害に強い施設・災害時の地域支援拠点として活用できるよう配慮すること。

### (3) 地域活性化と環境ゾーンの整備に向けた取り組み

施設整備にあたり、ごみの焼却による余熱エネルギーの積極的な活用のほか、 雨水や太陽光を利用した設備を取り入れた自然調和型施設設備を目指すこと。

また,施設用地は概ね3haを確保し、学術研究都市の中核地として相応しい市がイメージできるよう,施設の概観・外構について、周辺環境との調和・景観・デザイン等に配慮し、市民に親しまれ、利用される地域コミュニティや地域活性化の拠点となるよう施設計画を検討すること。

加えて、長期的な視野に立ち、施設を含みその周辺について、公園等の利用を 想定した環境ゾーンを設定し、環境学習に加えて、住民が自然とふれあう場や 人々の交流の場となるよう、施設の周辺住民をはじめ市民の要望・意見等を取り 入れた計画づくりを進め、実現を目指すこと。

## ④ ごみの減量・分別の取り組みの推進

現時点における施設の計画規模は、平成 19 年度実績を基準に算定しているが、 引き続き、ごみの減量・分別の推進とごみの発生量の把握に努め、実際の施設整備 にあたっては、ごみの将来量を適切に予測して施設規模を定めること。

施設建設にあたり、ごみの減量・分別について、環境負荷の軽減はもとより、施設の延命化につながるため、住民、事業者及び行政が一体となり、ごみへの関心を高め、発生抑制の仕組みづくりや具体的な行動計画を検討し取り組むこと。

#### ⑤ 施設の早期建設・稼動に向けた進行管理

早期建設・稼動に向けた計画的な進行管理に努めること。また、施設整備に際し

て審議経過を活かし、将来、施設を更新する際には、その時点における施設の技術 水準、建設位置の選定条件及び環境基準などを総合的に検討すること。

また、その取り組み状況を本審議会に報告するとともに、審議の経過を活かし、 住民の理解と協力が得られるよう、市民参加による施設整備・運営に対する意見を 聴取する機関の設置を検討すること。